

2015.4.23

NPO 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会
代表理事 後藤 啓二(弁護士)

公式ホームページ <http://www.thinkkids.jp/>

公式フェイスブックページ [facebook.com/thinkkidsjp](https://www.facebook.com/thinkkidsjp)

「子ども虐待死ゼロ」を目指す法改正について

最近の主な虐待死等事件—児童相談所、市町村・学校、警察が情報共有もせず、連携しての対応もせず、救えたはずの命が救えなかったもの

川崎市上村君殺害事件(2015.2)

群馬県玉岡町 3 歳児虐待死事件(2014.8)

神奈川県厚木市 3 歳児所在不明・餓死事件(2014.5)

東京都葛飾区 1 歳児虐待死事件(2014.1)

横浜市 6 歳児所在不明・虐待死事件(2013.7)

広島県府中町小 5 女児虐待死事件(2012.10)

名古屋市中二生徒虐待死事件(2011.10)

千葉県柏市 2 歳児餓死事件(2011.5)

大阪市 2 児マンション放置餓死事件(2010.7)

第 1 子ども虐待の現状と法制度上の問題点

(現状)

- ・ 児童相談所への通告件数は 73,000 件(H25)で、H2 の 67 倍に激増
- ・ 虐待死させられる子どもの数は明らかなものだけで年間約 100 人に上り(解剖率が低いため虐待死の見逃しがかなりあるものと危惧)、0 歳児が最も多い
- ・ 所在不明や不登校とされる子どもの中に命の危険あるものが少なくない—岸和田市中学生餓死寸前事件(2004.1)、福岡市 18 年間少女監禁事件(2007.10)
- ・ 児童相談所・学校・警察が虐待や不登校の事実を知らながら親や非行少年によ
る殺害を防げなかった事例多く、各機関の消極的姿勢と連携しない縦割りの弊
害が顕著(警察から児相へは全件情報提供するが、逆は高知県を除いてなし)
- ・ 被虐待児の心の傷を治療せず放置し、思春期以降様々な問題を抱える

(法制度上の問題点)

1 法律上児童相談所・学校・警察の連携の規定なく、強い縦割り意識(中でも、他機関に自らの対応を見られ不適切な対応が明らかになることを嫌がる意識、

他機関との連携で事態が改善すれば己の立場がないという意識、「福祉的配慮」「教育的配慮」の名の下に問題を抱え込み、被害児童を他機関と連携して救おうとせず、放置することを正当化する意識)、個人情報保護を理由とし、児相・学校から警察への虐待情報の提供や連携しての家庭訪問はほとんど行われず、安全が懸念される不登校児童の名前を警察に提供しない自治体も少なからずある。

2 児童相談所に権限が集中するも、そもそも戦災孤児の保護を任務とした組織で虐待対応に不向き。人員が少なく児童福祉司一人当たり 140 件を抱え、夜間対応もできず、諸外国で当然の警察との連携もせず、知りながら命を救えない事例

多数。警察に法律上対応を義務付ける規定なく、児相に丸投げしている状態。

3 児童相談所の一時保護に法律上の基準なく、虐待親のいいなりとなる運用

4 虐待リスクのある望まぬ妊娠等子育て困難な妊産婦を行政が把握する制度がなく支援が不十分

第2 法改正の目的と概要

(目的)虐待死させられる子どもゼロ、虐待される子どもの大幅減少と虐待された子どもが前向きに生きていくことができる社会の実現(結果として、虐待による社会的コスト(年間 1.6 兆円との研究あり)の削減と労働力喪失の回避が実現)
(概要)

- 1 児童相談所・市町村・警察の虐待情報の共有と連携した活動の義務付け
- 2 学校・警察・児童相談所が連携し所在不明・不登校等の児童の保護の義務付け
- 3 児童相談所の一時保護を子どもの命を最優先に判断することを義務付け
- 4 望まぬ妊娠等子育て困難な妊産婦を医師が市町村に通報する制度の整備
- 5 虐待を受けた子どもへの精神的な治療・カウンセリングの無償実施

第3 安倍総理あての署名活動の実施等これまでの経緯と今後の方針

昨年夏から、日本ユニセフ協会、全国犯罪被害者の会を共同呼びかけ人として、日本医師会、日本産婦人科医会、日本小児科学会、東京都看護協会、全日本私立幼稚園連合会ほか多数の経営者、弁護士、ジャーナリスト、スポーツ関係者等の賛同を得て署名活動を実施。

それを受け、官邸に「関係省庁児童虐待防止副大臣会議」が、厚労省に検討委員が設置され検討され、約 2 万 7 千名の署名提出するも政府は法改正に応じず。

本年 2 月に発生した川崎市上村君事件を踏まえ、不登校事案も含め児童相談所、学校・市町村、警察の連携の必要性が更に明白になったことから、3 月 25 日、内閣総理大臣・文科大臣等関係大臣に法改正の要望書を、川崎市長、神奈

川県警察本部長に法改正実現までの間の協定の締結を求める要望書を発出。

現在、神奈川県警察と川崎市のほか、高知県(県庁と警察)及び愛知県警察と名古屋市に、法改正が実現するまでの間協定を締結するなどして、児童相談所、市町村・学校と警察の間の虐待情報を共有し連携して対応するよう働きかけているところであるが、さらに署名活動を続け法改正を政府に働きかけていく方針。